

令和 2 年 4 月 2 8 日

保護者の皆様

杉並区教育委員会
杉並区立桃井第五小学校
校長 川田 忠

臨時休業の延長について

日頃より本校の教育活動について、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和 2 年 4 月 7 日に、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令され、5 月 6 日まで臨時休業を実施しているところです。

5 月 7 日以降の学校の対応については、国や都の動向及び杉並区の状況等を踏まえる必要があるところですが、5 月 7 日は大型連休の翌日であり、保護者の皆様に十分に周知を行うことが難しい状況です。このことから、杉並区教育委員会では、下記のとおり、学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業の措置を延長することとします。

つきましては、引き続き、保護者の皆様のご理解、ご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 臨時休業期間

令和 2 年 5 月 7 日(木)から令和 2 年 5 月 10 日(日)

2 家庭での指導について

- (1) 感染拡大防止のための臨時休業措置であること、不要不急の外出等は控え、基本的には自宅で過ごすようにしてください。
- (2) 手洗い、咳エチケットの励行について指導するとともに、適宜、検温等の健康観察を行うよう御協力ください。

3 その他

本通知は現時点の状況に基づくものであり、国の緊急事態宣言の動向や都知事の要請内容等を踏まえ、変更する場合があります。

【担当】 杉並区立桃井第五小学校
副校長 日向 須真子
電話 3390-3188